

家畜衛生情報

伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を！

国内での口蹄疫等海外悪性伝染病の発生は、平成22年度以降確認されておりませんが、台湾や中国をはじめ近隣諸国においては、引き続き発生しています。

これから年末・年始、春節、2月のロシア・ソチ冬季オリンピックの開催等、国内外における人・物の移動が盛んになり、それに伴い口蹄疫ウイルスをはじめ病原体の侵入の可能性が高まることが懸念されます。

飼養衛生管理基準を遵守して伝染性疾病の発生予防・まん延防止に取り組みましょう。

また、口蹄疫等が発生している国への渡航を極力避けるとともに、渡航が必要な場合は、次のことに留意してください。

- ①畜産関係施設への立ち入りは控える
- ②肉製品等は検疫を通さずに日本国内へ持ち込まない
- ③帰国の際には、靴裏等を消毒するため、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄る

発生予防・まん延防止対策

病原体の持込防止

- 農場を出入りする際には、車両の消毒。特に荷台の消毒を念入りに。
- 農場を出入りする人の手指の洗浄・消毒、靴の消毒を。
- 養豚場では、農場専用の衣服、靴の使用を。
- 農場を出入りする人は、必要最小限に。
- 海外から帰国後1週間は、必要がある場合を除き、農場を含む畜産関係施設へ立ち入らない。
- 海外で使用した衣服、靴は、帰国後4ヶ月、農場を含む畜産関係施設へ持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合は、洗浄・消毒を。

畜舎の衛生管理の徹底

- 畜舎は整理・整頓を。
- 使用器具は定期的な洗浄と消毒を。
- 家畜の出荷・移動後の畜房・ハッチ・ゲージは必ず毎回清掃と消毒を。

導入・出荷時の注意

- 新たに家畜を導入した時は、可能な限り農場から離れた場所又は農場内の隔離できる場所で、2～4週間の健康観察を。
- 出荷の際は、健康観察を行い、異状が認められる場合は、出荷を見合わせ獣医師の診療を受ける。

口蹄疫を疑う症状の早期通報のお願い

口蹄疫の早期発見・早期通報のため、下記の症状1～3のうち1つ以上に該当する家畜を発見した家畜飼養者又は獣医師は、すぐに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

対象家畜 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし

症状1

1. 39℃以上の発熱
2. 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれか
3. 口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房のいずれかに、水泡、びらん、潰瘍又は瘢痕（以下水泡等）

以上の症状を呈している場合（鹿においては1及び3の症状を呈している場合）

症状2

同一畜舎（畜房）内で、口腔内等に水泡等を呈している家畜が複数頭いる場合

症状3

単飼では、隣接する畜房において、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合
又は

同一畜房内で、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合

（不適切な飼養管理、急激な気温の変化、火災、風水害及び非常災害等原因が明らかな場合を除く）

異状の通報
はこちらへ

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		